

# 建設業許可業者数調査の結果について

－建設業許可業者の現況（平成29年3月末現在）－

平成29年5月24日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課  
建設業適正取引推進指導室

課長補佐 赤羽 武彦（24-715）

許可係長 佐藤 誠（24-718）

TEL:03-5253-8111（代表）

03-5253-8362（直通）

FAX:03-5253-1553

# 1. 全国許可業者数

## (1) 前年同月比

平成 29 年 3 月末（28 年度末）現在の建設業許可業者数<sup>注1</sup>は 465,454 業者で、前年同月比 ▲2,181 業者（▲0.5%）の減少となった。（表－1）

## (2) ピーク時との比較

建設業許可業者数が最も多かった平成 12 年 3 月末時点の数と比較した業者数の減少は ▲135,526 業者（▲22.6%）となった。（表－1）

## (3) 平成 28 年度における新規許可・廃業等の状況

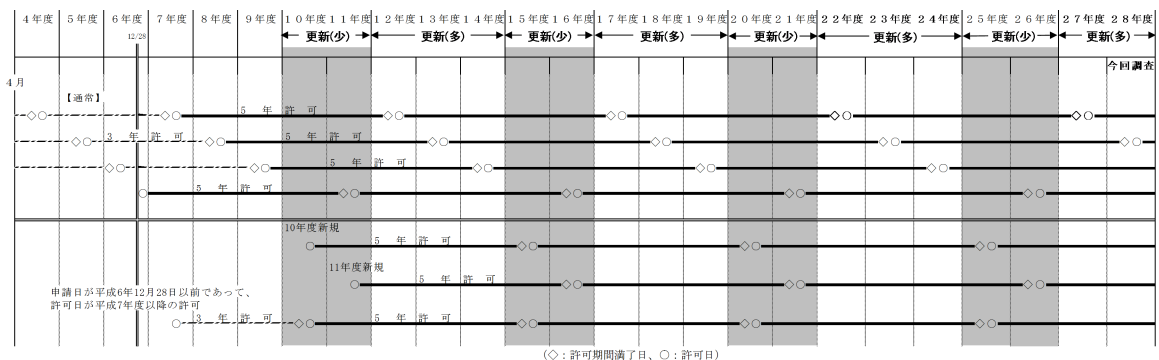
### ア 新規許可

平成 28 年度中に新規に建設業許可を取得した業者は 20,222 業者で、前年度比 1,066 業者（5.6%）の増加となった。（次ページ図 1）

### イ 廃業等

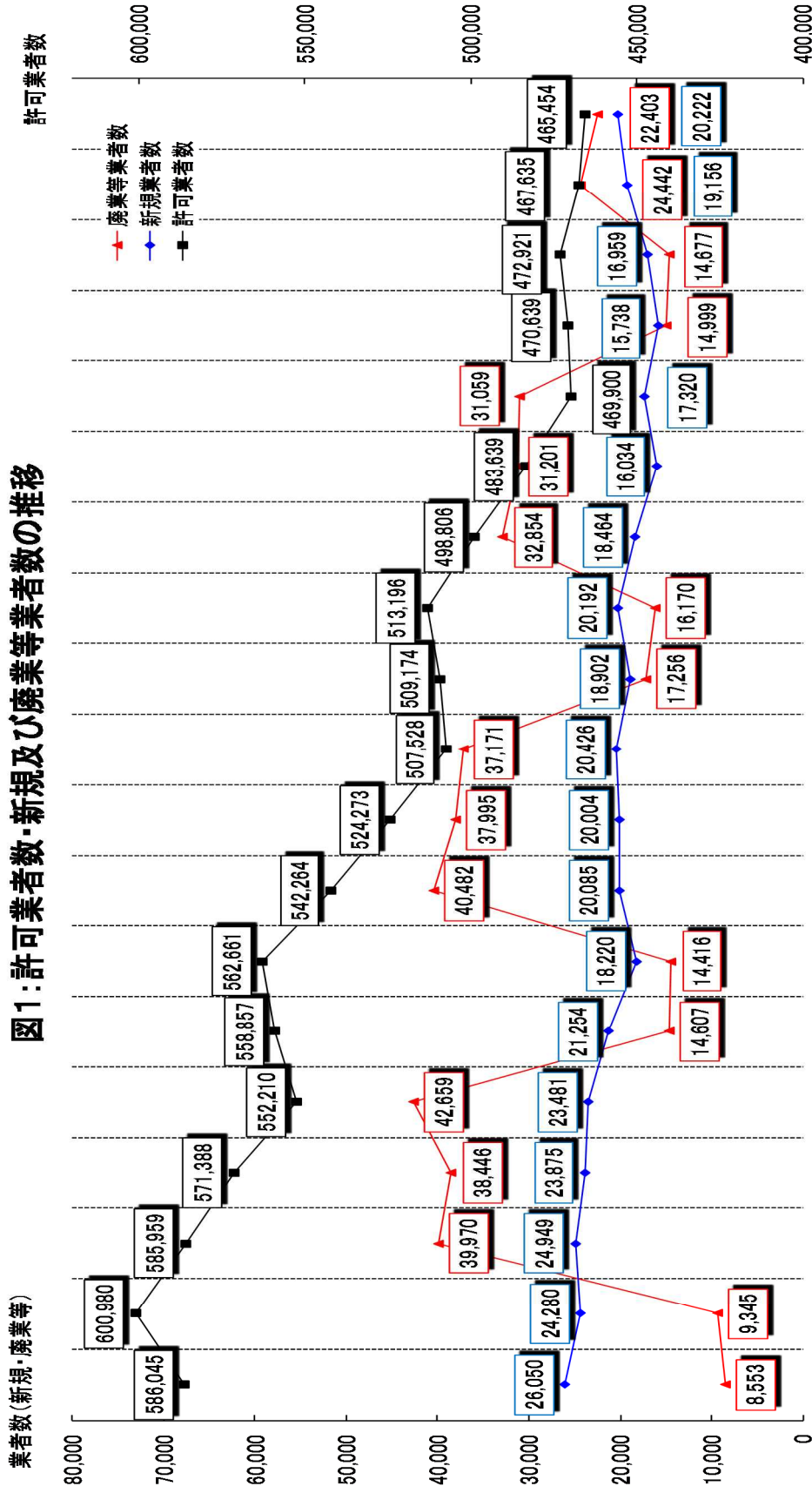
平成 28 年度中に建設業許可が失効した業者は 22,403 業者で、前年度比 ▲2,039 業者（▲8.3%）の減少となった。内訳としては、建設業を廃業した旨の届出を行った業者が 10,032 業者（前年度比▲243 業者（▲2.4%）の減少）、許可の更新手続きを行わないことにより許可が失効した業者が 12,371 業者（前年度比▲1,796 業者（▲12.7%）の減少）となっている。（次ページ図 1）

※ 一般的に更新手続きを行わないことにより許可が失効となる業者の数は、更新期を迎える業者の数に比例して上下するが、建設業の許可については平成 6 年 12 月に実施した有効期間の 3 年から 5 年への延長に伴い、許可の更新期を迎える業者が集中する 3 か年度と当該数が極めて少ない 2 か年度が交互に現れ、かつ、その差が大きいという状況となっており、このことが年度間の失効業者数の変動に大きな影響を与えている。なお、今回調査の対象となった平成 28 年度は、許可の更新期を迎える業者の数が多いう年に当たり、失効業者数も多くなっている。



注1 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けて建設業を営む者の数。二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業の営業を行う場合は国土交通大臣の許可を、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業の営業を行う場合は当該都道府県知事の許可を取得する。

図1：許可業者数・新規及び廃業等業者数の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
許可業者数	600,980	585,959	571,388	558,857	542,264	524,273	509,174	513,196	498,806	483,639	472,921	467,635	465,454							
新規業者数	26,050	24,280	24,949	23,875	23,481	21,254	18,220	20,085	20,004	20,426	18,902	20,192	18,464	16,034	15,738	16,959	14,999	14,677	19,156	20,222
廃業等業者数	8,553	9,345	39,970	38,446	42,659	14,607	14,416	40,482	37,995	37,171	17,256	16,170	32,854	31,201	31,059	14,999	14,677	24,442	24,442	22,403
年度間増減	17,497	14,935	-15,021	-14,571	-19,178	6,647	3,804	-20,397	-17,991	-16,745	1,646	4,022	-14,390	-15,167	-13,739	739	2,282	-5,286	-2,181	

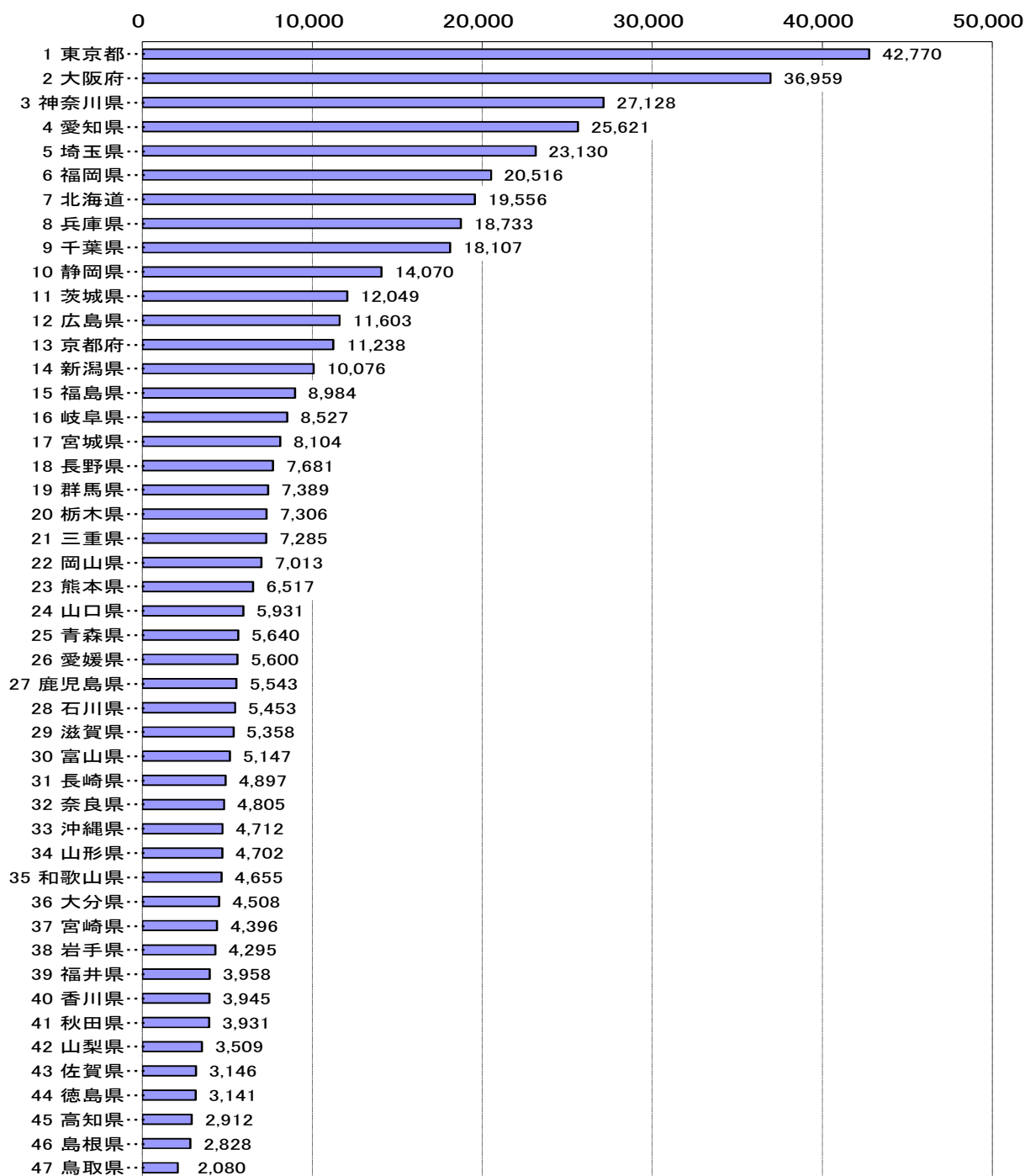
※ 許可業者数については各年度末(3月末時点)の数、新規業者数、廃業等業者数については各年度の数を表す。

## 2. 都道府県別許可業者数

### (1) 平成 29 年 3 月末現在の状況

都道府県別許可業者数は、東京都（42,770 業者。全体の 9.2%）、大阪府（36,959 業者。全体の 7.9%）、神奈川県（27,128 業者。全体の 5.8%）で多く、鳥取県（2,080 業者。全体の 0.4%）、島根県（2,828 業者。全体の 0.6%）、高知県（2,912 業者。全体の 0.6%）で少ない。（図 2-1 及び表-2）

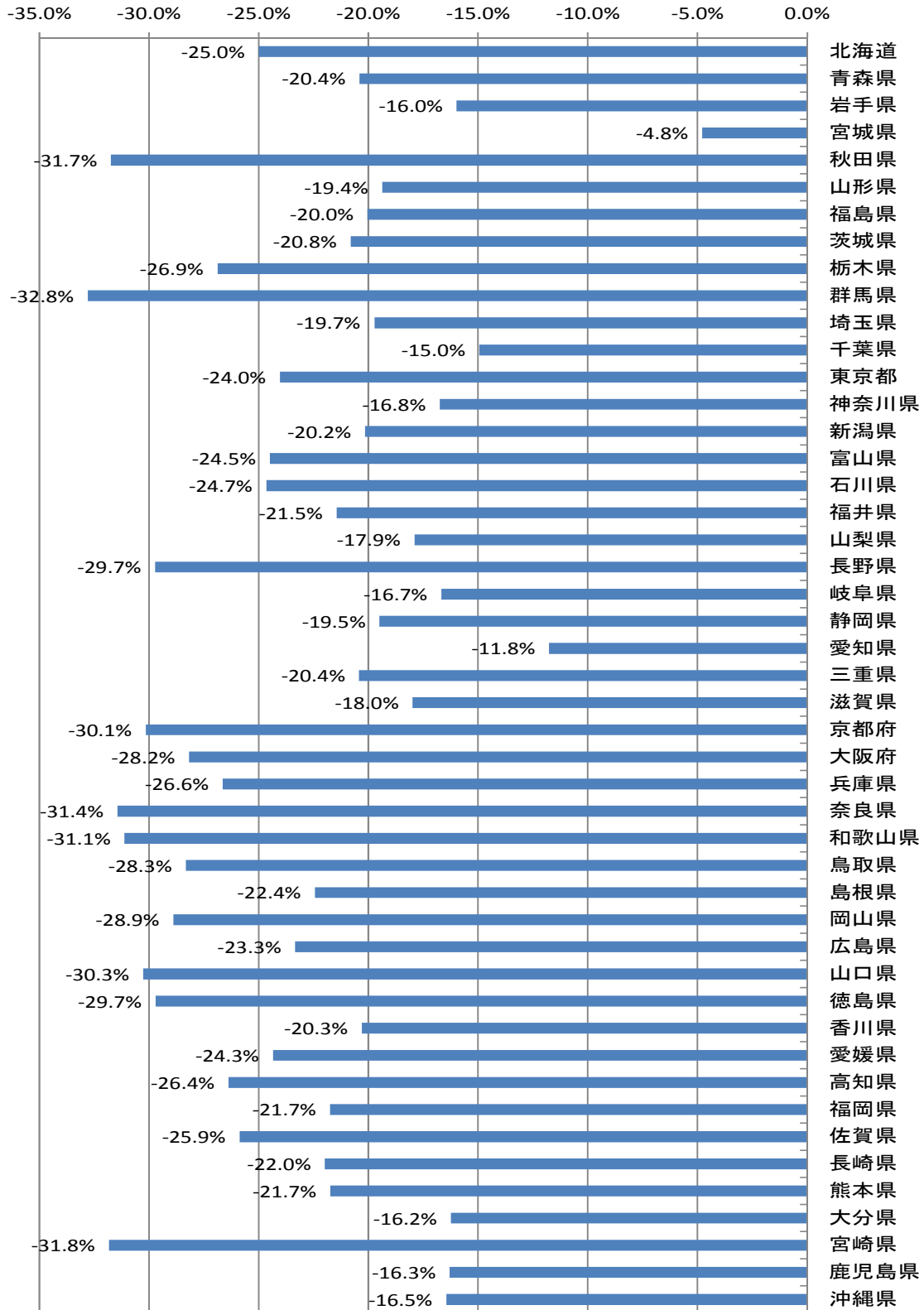
【図 2-1：都道府県別許可業者数】



## (2) ピーク時との比較 (その1)

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところでは、全ての都道府県で減少し、群馬県(-32.8%)、宮崎県(-31.8%)、秋田県(-31.7%)で減少率が高くなっている。(図2-2)

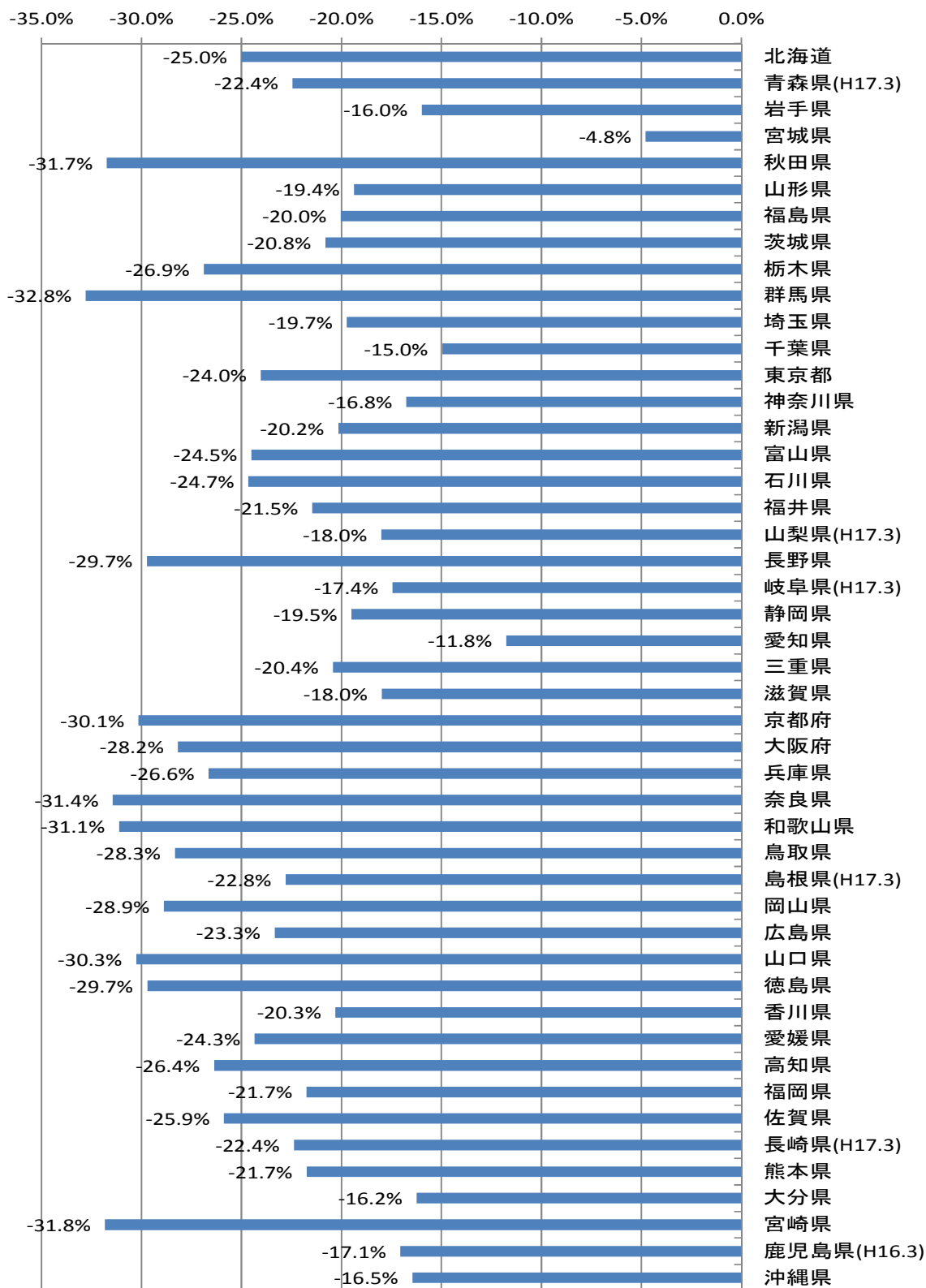
【図2-2：都道府県別許可業者数増減率：ピーク時(平成12年3月末時点)との比較】



### (3) ピーク時との比較 (その2)

都道府県毎で建設業許可業者数が最も多かった時点の数と比較したところでは、全ての都道府県で減少し、群馬県 (-32.8%)、宮崎県 (-31.8%)、秋田県 (-31.7%) で減少率が高くなっている。(図2-3)

【図2-3：都道府県別許可業者数増減率：都道府県毎のピーク時との比較】



注) 都道府県名の横に時点の記載のない都道府県については平成12年3月末時点との比較

### 3. 一般・特定別許可業者数

#### (1) 一般建設業の状況

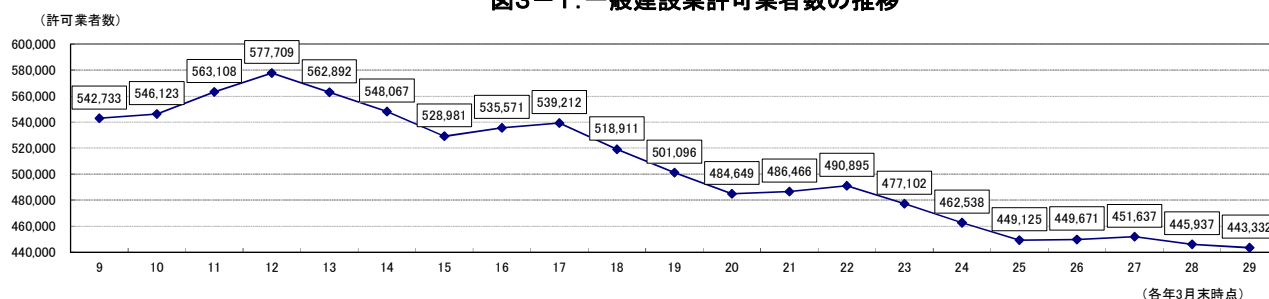
##### ア 前年同月比

一般建設業の許可を取得している業者は 443,332 業者 で、前年同月比では ▲2,605 業者 (▲0.6%) の減少 となった。(図3-1 及び表-4)

##### イ ピーク時との比較

一般建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところ、一般建設業の許可を取得している業者の数は ▲134,377 業者 (▲23.3%) の減少 となっている。(図3-1 及び表-4)

図3-1: 一般建設業許可業者数の推移



#### (2) 特定建設業の状況

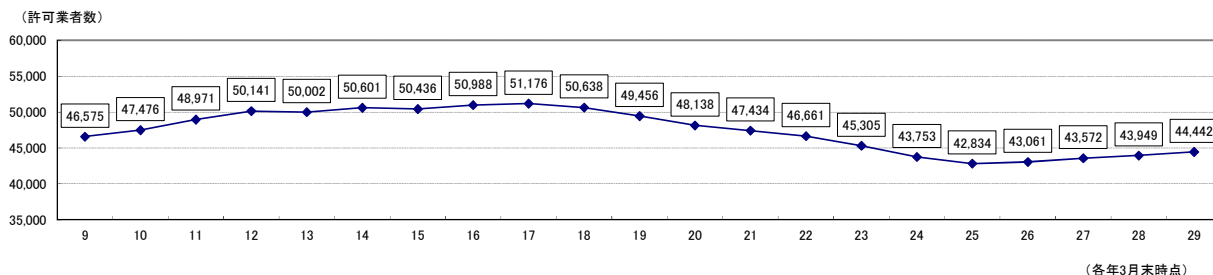
##### ア 前年同月比

特定建設業の許可を取得している業者は 44,442 業者 で、前年同月比では 493 業者 (1.1%) の増加 となった。(図3-2 及び表-4)

##### イ ピーク時との比較

特定建設業許可業者数が最も多かった平成17年3月末時点の数と比較したところでは、特定建設業の許可を取得している業者の数は ▲6,734 業者 (▲13.2%) の減少 となっている。(図3-2 及び表-4)

図3-2: 特定建設業許可業者数の推移



(注) 一般建設業許可業者数と特定建設業者許可業者数の和が建設業許可業者の総数と一致しないのは、例えば電気工事業については一般建設業、建築工事業については特定建設業と、一般と特定の両方の許可を取得している業者の数が重複して計上されているからである。

## 4. 業種別許可業者数

### (1) 業種別許可の総数

建設業の許可は、土木、建築等の 29<sup>注2</sup>の業種区分が設けられている。平成 29 年 3 月末現在における業種別許可の総数は 1,478,876 で、前年同月比 2.2%の増加となった。

建設業許可業者数が最も多かった平成 12 年 3 月末時点の、業種別許可の総数は 1,392,339 で、比較すると 6.2%の増加となっている。(表-3)

### (2) 業種別許可業者数

平成 29 年 3 月末現在において、許可を取得している業者の数の多い業種は、

- ① とび・土工工事業 (163,849 業者 (全体の 35.2%) が取得)
- ② 建築工事業 (154,808 業者 (全体の 33.3%) が取得)
- ③ 土木工事業 (130,932 業者 (全体の 28.1%) が取得)

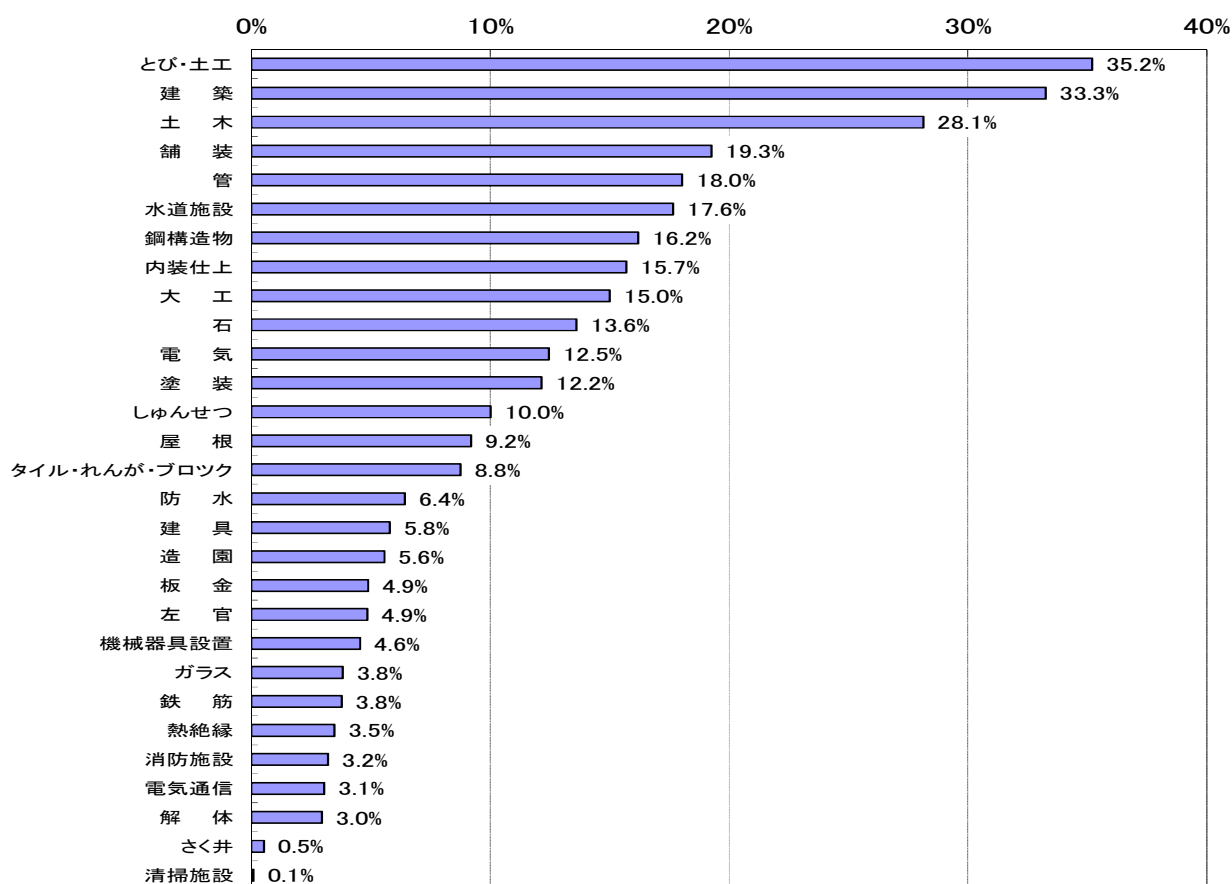
となっており、一方、取得している業者の数が少ない業種は

- ① 清掃施設工事業 ( 458 業者 (全体の 0.1%) が取得)
- ② さく井工事業 ( 2,476 業者 (全体の 0.5%) が取得)
- ③ 解体工事業 ( 13,798 業者 (全体の 3.0%) が取得)

となっている。

(図 4-1 及び表-3)

【図 4-1：建設業許可業者における業種別許可の取得率】



注2 平成 28 年 6 月 1 日施行により、従前の 28 業種区分に解体工事業が追加された。



### (3) 前年同月比

前年同月に比べて取得業者数が増加した許可業種は 23 業種となっており、増加数は塗装工事業が 1,939 業者と最も高く、以下、とび・土工工事業 (1,808 業者)、鋼構造物工事業 (1,759 業者) が続く。

また、前年同月に比べて取得業者数が減少した許可業種は 5 業種となっており、減少数は建築工事業が▲3,455 業者と最も高く、以下、土木工事業 (▲1,220 業者)、造園工事業 (▲382 業者) が続く。

なお、解体工事業については、平成 28 年 6 月 1 日施行により追加されたことから、前年同月と比較できないため下記の表には記載していない。(表④-1 及び表-3)

【表④-1：建設業許可業者における業種別許可業者数の増減表】

【業者数が増加した許可業種】		【業者数が減少した許可業種】	
許可業種	前年同月比	許可業種	前年同月比
塗 装	1,939 業者 ( 3.5% )	清掃施設	▲ 12 業者 ( ▲ 2.6% )
とび・土工	1,808 業者 ( 1.1% )	さく井	▲ 51 業者 ( ▲ 2.0% )
鋼構造物	1,759 業者 ( 2.4% )	造 園	▲ 382 業者 ( ▲ 1.5% )
内装仕上	1,594 業者 ( 2.2% )	土 木	▲ 1,220 業者 ( ▲ 0.9% )
石	1,590 業者 ( 2.6% )	建 築	▲ 3,455 業者 ( ▲ 2.2% )
防 水	1,351 業者 ( 4.7% )		
屋 根	1,348 業者 ( 3.2% )		
タイル・れんが・ブロック	1,346 業者 ( 3.4% )		
大 工	1,189 業者 ( 1.7% )		
しゅんせつ	1,093 業者 ( 2.4% )		
板 金	1,060 業者 ( 4.9% )		
鉄 筋	1,056 業者 ( 6.4% )		
熱絶縁	1,016 業者 ( 6.7% )		
ガラス	930 業者 ( 5.5% )		
左 官	868 業者 ( 4.0% )		
建 具	804 業者 ( 3.1% )		
電 気	781 業者 ( 1.4% )		
舗 装	517 業者 ( 0.6% )		
機械器具設置	285 業者 ( 1.4% )		
水道施設	222 業者 ( 0.3% )		
管	214 業者 ( 0.3% )		
電気通信	157 業者 ( 1.1% )		
消防施設	14 業者 ( 0.1% )		

### (4) 取得業種数別業者数

1 業種のみを許可を受けている業者は 227,477 業者 (全体の 48.9%) で、複数業種の許可を受けている業者は 237,977 業者 (全体の 51.1%) であった。複数業種の許可を受けている業者の割合は、前年同月比 0.5 ポイント増加した。また、建設業許可業者数が最も多かった平成 12 年 3 月末時点と比較すると、1 業種のみを許可を受けている業者の割合は全体の 56.5% で、7.6 ポイント減少した。複数業種の許可を受けている業者の割合は全体の 43.5% で、7.6 ポイント増加した。

取得業種数別に比較すると、平成 12 年 3 月末時点より増加したのは 7~28 業種の許可を受けている業者で、8 業種が 5,597 業者と最も増加し、9 業種 (3,360 業者)、16 業種 (2,810 業者) と続く。減少したのは 1~6 業種の許可を受けている業者で、1 業種が▲112,255 業者と最も減少し、2 業種 (▲33,060 業者)、3 業種 (▲9,395 業者) と続く。(表-6)

## 5. 資本金階層別業者数

### (1) 平成 29 年 3 月末現在の状況

建設業許可業者数を 12 の資本金階層別にみると、「資本金の額が 300 万円以上 500 万円未満の法人」が 22.9%と最も多く、以下、「資本金の額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の法人 (22.8%)」、「個人 (17.6%)」と続く。

個人及び資本金の額が 3 億円<sup>注3</sup>未満の法人の数は 462,843 業者となっており、建設業許可業者数全体の 99.4%を占めている。(表⑤-1 及び表-5)

【表⑤-1：資本金階層別の許可業者数、構成比、累積構成比】

●資本金階層の別	許可業者数	構成比	累積構成比
①個人	81,898	17.6%	17.6%
②資本金の額が200万円未満の法人	14,143	3.0%	20.6%
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	3,451	0.7%	21.4%
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	106,818	22.9%	44.3%
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	75,862	16.3%	60.6%
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	106,134	22.8%	83.4%
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	60,119	12.9%	96.3%
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,605	2.5%	98.8%
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,813	0.6%	99.4%
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,320	0.3%	99.7%
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	944	0.2%	99.9%
⑫資本金の額が100億円以上の法人	347	0.1%	100.0%

### (2) 前年同月比

前年同月比では、資本金の額が 300 万円未満の法人及び資本金の額が 500 万円以上 1,000 万円未満の法人が増加傾向、「個人」、資本金の額が 300 万円以上 500 万円未満の法人及び資本金の額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の法人が減少傾向にある。

(表⑤-2 及び表-5)

【表⑤-2：資本金階層別の許可業者数、前年同月比】

●資本金階層の別	許可業者数 (平成29年3月末)	前年同月比
①個人	81,898	▲ 3,423 ( ▲ 4.0 %)
②資本金の額が200万円未満の法人	14,143	2,032 ( 16.8 %)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	3,451	476 ( 16.0 %)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	106,818	▲ 1,308 ( ▲ 1.2 %)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	75,862	2,536 ( 3.5 %)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	106,134	▲ 2,643 ( ▲ 2.4 %)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	60,119	74 ( 0.1 %)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,605	137 ( 1.2 %)
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,813	17 ( 0.6 %)
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,320	▲ 53 ( ▲ 3.9 %)
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	944	▲ 24 ( ▲ 2.5 %)
⑫資本金の額が100億円以上の法人	347	▲ 2 ( ▲ 0.6 %)
合計	465,454	▲ 2,181 ( ▲ 0.5 %)

注3 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）では、建設業を主たる事業として営む者について、資本金の額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人を中小企業者としている。

### (3) ピーク時との比較

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところでは、「個人：▲76,329 業者 (▲48.2%)」、「資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人：▲59,835 業者 (▲36.1%)」の階層で、業者数の減少が顕著となっている。

(表⑤-3及び表-5)

【表⑤-3：資本金階層別の許可業者数：ピーク時（平成12年3月末時点）との比較】

●資本金階層の別	許可業者数 (平成29年3月末)	平成12年3月末時点との比較
①個人	81,898	▲ 76,329 ( ▲ 48.2 %)
②資本金の額が200万円未満の法人	14,143	13,418 ( 1850.8 %)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	3,451	3,184 ( 1192.5 %)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	106,818	▲ 24,266 ( ▲ 18.5 %)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	75,862	11,670 ( 18.2 %)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	106,134	▲ 59,835 ( ▲ 36.1 %)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	60,119	▲ 3,843 ( ▲ 6.0 %)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,605	1,475 ( 14.6 %)
⑨資本金の額が1億円以上10億円未満の法人	4,133	▲ 663 ( ▲ 13.8 %)
⑩資本金の額が10億円以上の法人	1,291	▲ 337 ( ▲ 20.7 %)
合計	465,454	▲ 135,526 ( ▲ 22.6 %)

## 6. 兼業業者数

建設業以外の営業を行っているいわゆる兼業業者は128,756業者で、前年同月比1,091業者(0.9%)増加し、兼業業者が全体に占める割合は27.7%となり、前年同月比で0.4ポイント上昇した。

大臣許可業者・知事許可業者別では、兼業業者は、大臣許可業者が7,349業者(兼業率73.1%)、知事許可業者が121,407業者(同26.7%)となっており、兼業率は大臣許可業者が圧倒的に高い。

また、一般建設業と特定建設業の別では、兼業業者は、一般建設業が117,389業者(兼業率26.5%)、特定建設業が22,167業者(同49.9%)となっており、兼業率は特定建設業の方が高い。

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点では、兼業業者の割合は21.3%で、比較すると6.4ポイント上昇している。(表-6)